令和8年４月1日からの
離婚届変更部分の書き方

法律の改正により、父母が離婚した後の親権、養育費、親子交流などに関するルールが見直されるため、令和8年4月1日から離婚届の様式が変更になります。

変更部分は右の**太枠**の部分です。

未成年のお子さまがいらっしゃる方で、令和8年4月1日以降に離婚届を提出される方は、右記を参照のうえ、離婚届をご記入ください。

記入にあたってご不明な点は、習志野市役所市民課戸籍係までお問合せください。

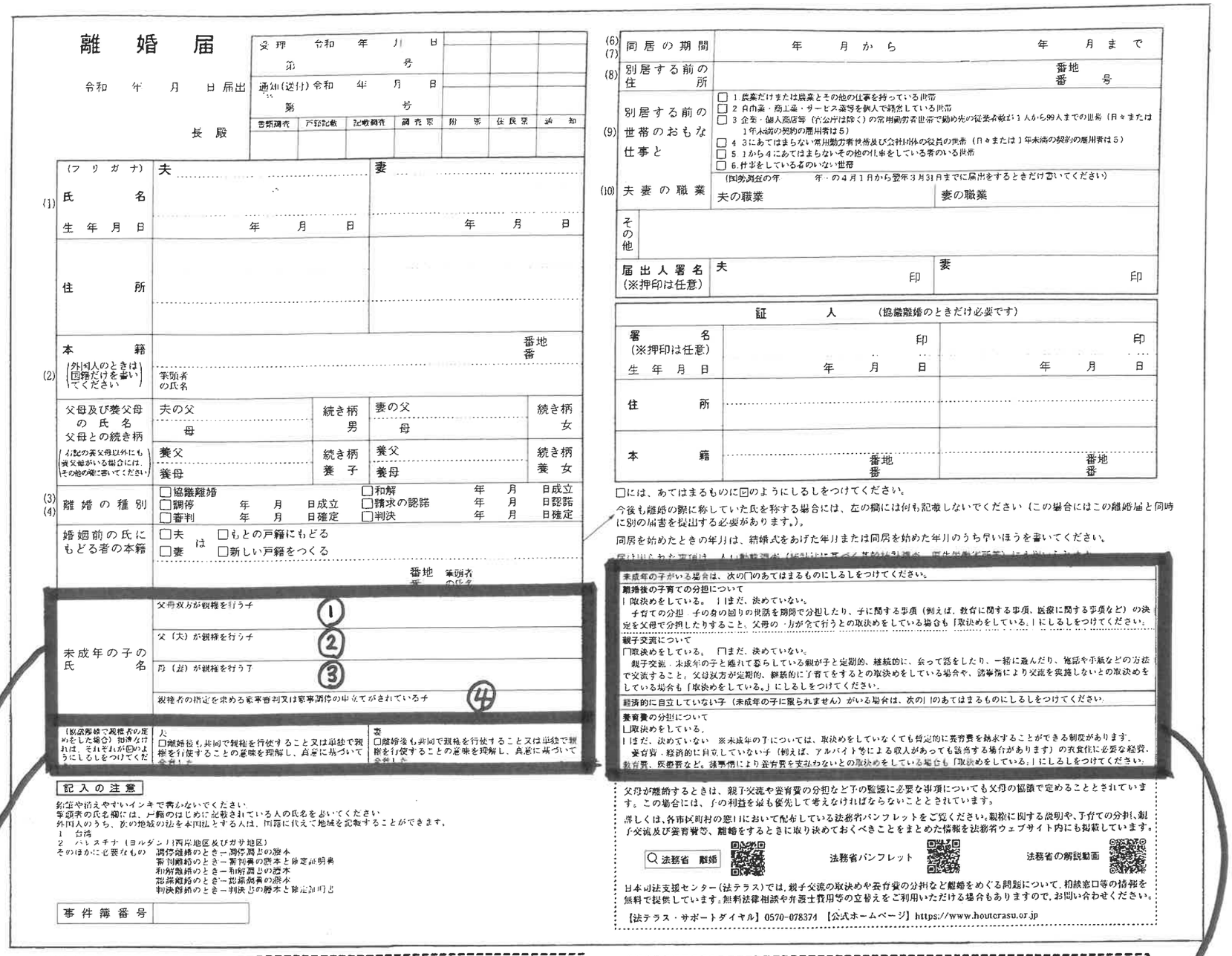

離婚届

令和　年　月　日届出

長殿

受理　令和　年　月　日　第　号
通知（送付）令和　年　月　日　第　号

戸籍調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1) （フリガナ）
氏名　夫　妻
生年月日　年　月　日　年　月　日
住所
(2) 本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）　番地　番　筆頭者の氏名
父母及び養父母の氏名　父母との続き柄（右記の実父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください）
夫の父　母　続き柄　男
妻の父　母　続き柄　女
養父　養母　続き柄　養子
養父　養母　続き柄　養女
(3)(4) 離婚の種別
□協議離婚
□調停　年　月　日成立
□審判　年　月　日確定
□和解　年　月　日成立
□請求の認諾　年　月　日認諾
□判決　年　月　日確定
婚姻前の氏にもどる者の本籍　□夫　□妻　は　□もとの戸籍にもどる　□新しい戸籍をつくる
番地　筆頭者の氏名
未成年の子の氏名
父母双方が親権を行うチ　①
父（夫）が親権を行うチ　②
母（妻）が親権を行うチ　③
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされているチ　④
（協議離婚で親権者の定めをした場合）相違なければ、それぞれが図のようにしるしをつけてください
夫　□離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した
妻　□離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した
記入の注意
新笠や消えやすいインキで書かないでください
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください
外国人のうち、その地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1　台湾
2　パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）
そのほかに必要なもの　調停離婚のとき－調停調書の謄本
審判離婚のとき－審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき－和解調書の謄本
認諾離婚のとき－認諾調書の謄本
判決離婚のとき－判決書の謄本と確定証明書
事件簿番号

(6)(7) 同居の期間　年　月から　年　月まで
(8) 別居する前の住所　番地　番号
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と
□ 1 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
□ 2 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
□ 3 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（月々または1年未満の契約の雇用者は5）
□ 4 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（月々または1年未満の契約の雇用者は5）
□ 5 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
□ 6 仕事をしている者のいない世帯
(10) 夫妻の職業（国勢調査の年　年・の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）
夫の職業　妻の職業
その他
届出人署名（※押印は任意）　夫　印　妻　印

証人（協議離婚のときだけ必要です）
署名（※押印は任意）　印　印
生年月日　年　月　日　年　月　日
住所
本籍　番地　番　番地　番

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について
□取決めをしている。　□まだ、決めていない。
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
親子交流について
□取決めをしている。　□まだ、決めていない。
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、手紙や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
養育費の分担について
□取決めをしている。
□まだ、決めていない　※未成年の子については、取決めをしていなくても法定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。
法務省　離婚　法務省パンフレット　法務省の解説動画
日本司法支援センター（法テラス）では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、初歩窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374　【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

これまでの法律では、離婚後は、父母のどちらか一方を親権者と定めなければなりませんでしたが、令和8年4月1日以降は、父母双方を親権者とすることも、父母のどちらか一方を親権者とすることもできるようになりました。
なお、離婚する2人の間での協議（話し合い）で親権者が決まらない場合は、家庭裁判所での手続きを経て親権者が決まります。

法律の改正により、令和8年4月1日以降は、離婚後の子育ての分担、親子交流、養育費について、新たに離婚届に記入する事項となりました。

「未成年の子の氏名」欄
・離婚する2人の間での協議（話し合い）で親権者を決め、①②③いずれかの欄に子の氏名をフルネームで記載してください。
・離婚する2人の間での協議（話し合い）で親権者が決まらず、親権者の指定を求める家事裁判又は家事調停の申し立てをしている場合は、④の欄に子の氏名をフルネームで記載してください。

「親権行使の合意」欄
・離婚する2人の間での協議（話し合い）で親権者を決めた場合、☑チェックを入れてください。

「離婚後の子育ての分担について」「親子交流について」「養育費の分担について」欄
それぞれの項目について、「取り決めをしている。」または「まだ、決めていない。」のいずれか該当する方に☑チェックを入れてください。

習志野市役所　市民課　戸籍係
047－451－1151（内線352）